

中野市国民健康保険
特定健康診査等実施計画

平成 20 年 4 月
中野市

中野市国民健康保険における特定健康診査等実施計画

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及び、その結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施することとされた。

厚生労働省においては、特定健康診査等基本指針を定め、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法等に関する基本的な事項を示している。

本計画は、当市国民健康保険の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

中野市国民健康保険の現状

当市国民健康保険に加入している被保険者は、平成 18 年度末で 20,814 人であり、65 歳以上の被保険者が全体の 4 割を超えている。一人当たりの医療費は平成 18 年度で 322,362 円であり、病類別統計では、循環器系の疾患、新生物、消化器系の疾患、腎尿路生殖器系の疾患が多額である。

健康診査については、平成 18 年度の老人保健法に基づくいきいき健診で 5,443 人、国民健康保険人間ドック助成事業により 1,013 人の計 6,456 人が受診している。

医療費の状況、健康診査の状況の詳細については、別紙。

また、中野市においても、生活習慣の改善を図り、疾病を予防する「一次予防」を重視し、壮年期死亡の減少及び生活の質の向上、健康寿命の延伸を図ることを目的に健康づくりを進めている。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的な考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧症は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健康診査受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等実施に係る留意事項

65～74歳の加入者については、集団検診において、生活機能評価と同時に実施できるように努める。

今後、人間ドックを受診している被保険者のデータを受領するとともに、そのデータを管理する。

3 事業者等が行う健康診断との関係

国民健康保険の被保険者が勤務する事業所が健康診断を実施した場合は、そのデータを事業者から受領する。健診費用は、事業者が負担する。

4 特定保健指導の基本的な考え方

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものである。

そのための保健指導では、保健指導を必要とする者の状態に見合った支援を行うものである。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成24年度における特定健康診査の実施率を65.0%とする。

(国の基本指針が示す参酌標準に即して設定)

この目標を達成するために、平成19年度の実績見込み等勘案し、平成20年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準 (24年度)
実施率	40.0	45.0	50.0	55.0	65.0	65.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成24年度における特定保健指導の実施率を45.0%とする。

(国の基本指針が示す参酌標準に即して設定)

この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率 (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準 (24年度)
40歳以上対象者	4,215	4,680	5,132	5,571	6,497	—
特定保健指導対象者数	506	562	616	669	780	—
実施率(%)	20.0	25.0	30.0	35.0	45.0	45.0%
実施者数	101	141	185	234	351	—

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成24年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率を10%以上とする。

(国の基本指針が示す参酌標準に即して設定)

(%)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	国の参酌標準 (24 年度)
メタボリックシンドロームの 該当者及び予備群の減少率	—	—	—	—	10.0	10.0

II 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

平成 16 年度から平成 19 年度の国保被保険者の伸び率から対象者を推計した。

① 特定健康診査 (人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
40 歳以上対象者	10,538	10,400	10,263	10,129	9,996
うち 65 歳以上	4,443	4,452	4,460	4,468	4,477
目標実施率(%)	40	45	50	55	65
目標実施者数(人)	4,215	4,680	5,132	5,571	6,497

② 特定保健指導 (人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
40 歳以上対象者	4,215	4,680	5,132	5,571	6,497
動機付け支援対象者	419	465	500	534	606
実施率(%)	7	14	18	24	35
実施者数(人)	31	63	92	126	212

積極的支援対象者	87	97	116	135	174
実施率(%)	80	80	80	80	80
実施者数(人)	70	78	93	108	139
保健指導対象者計	506	562	616	669	780
実施率(%)	20	25	30	35	45
実施者数(人)	101	141	185	234	351

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

1 実施場所等

特定健診は、各地区の公会堂等を巡回する集団健診により健診機関に委託して行う。人間ドック受診者については、健診機関に委託し個別健診として特定健診を実施したこととする。特定保健指導は、中野保健センター等で行う。

2 実施内容

①特定健康診査の検査項目

詳細な検査項目を含めた法定の検査項目のほか、以下の項目を実施する。

・健診項目

既往歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、身長、体重及び腹囲の測定、BMIの測定、血圧の測定、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査、貧血検査、心電図検査(12誘導心電図)、眼底検査

②特定保健指導の実施方法

特定健診の結果に基づき、対象者を階層化（情報提供、動機付け支援及び積極的支援に区分）し、個別訪問指導と集団健康教室の開催等を行っていく。

また、特定保健指導の実施者については、限られた財源の中で効果的に実施する必要があるため、生活習慣の改善効果の面等から年齢が比較的若い者に重点化する。

3 実施時期

① 特定健康診査

集団健診の実施時期は、6月から8月までとする。

個別健診の実施時期は、通年とする。

② 特定保健指導

実施時期は、通年とする。

4 委託の有無

① 特定健診

健診機関と個別契約を締結し、委託する。

② 特定保健指導

直営にて実施するが、実施が困難である場合は、外部委託に関する基準に基づき外部委託する。

5 受診方法

原則、各地区巡回により、受診申込者に問診票を送付した上で、特定健診を受ける。

人間ドックの場合は、申請により利用券を対象者に送付し、受診者は、利用券を健診機関等に提出して特定健診を受ける。

特定健診の窓口負担は無料とする。ただし、人間ドック等の規定の実施項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担する。

6 周知・案内方法

周知は、広報なかの、健康カレンダーに掲載するとともにホームページに掲載して行う。

健診未受診者に対しては、受診案内等の送付や、電話による勧奨など有効な対策を実施する。

7 健診データの受領方法

健診のデータは、健診契約機関から代行機関を通じ電子データを月単位で受領し、当市で保管する。また、特定保健指導について、外部委託先機関実施分についても

同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は、5年とする。

8 年間スケジュール

年度当初 案内の発送

年度の前半 前年度の実施結果の検証や評価、翌年度の事業計画の検討

年度の後半 評価結果や事業計画を受け、次年度の委託契約の設定準備等

IV 個人情報の保護

当市は、中野市個人情報保護条例を遵守する。

当市及び委託された健診・保健指導機関は、業務により知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当市のデータ管理者は、健康福祉部長とする。またデータの利用者は原則として健康福祉部職員に限る。ただし、外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、市広報やホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、評価委員会を設置し、毎年評価委員会において見直しを検討する。

また、平成 22 年度に 2 年間の中間評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合には見直すこととする。

VII その他

当市に所属する保健師、管理栄養士等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。